

■退職手当規程改正(案)による退職手当額(基本額)に関する資料

※ 退職手当の額は、「基本額」に「調整額」を加えた額となるが、今回は「基本額」のみの改正となる(「調整額」は改正なし)。

(1) 定年退職の場合

(単位:円)

基本給表	職名	平均基本給月額(A)	平均勤続期間(年)	級・号俸	基本給月額(B)	改正前		改正後(平成25年1月～)			改正後(平成25年10月～)			改正後(平成26年7月～)		
						支給割合	退職手当額(基本額)(C)	支給割合	退職手当額(基本額)(D)	差額(D)-(C)	支給割合	退職手当額(基本額)(E)	差額(E)-(C)	支給割合	退職手当額(基本額)(F)	差額(F)-(C)
一般(一)	係長級	371,716	35	4級66号俸	371,600	59.28	22,028,448	55.86	20,757,576	1,270,872	52.44	19,486,704	2,541,744	49.59	18,427,644	3,600,804
教育(一)	教授	570,534	31	5級67号俸	570,300	52.572	29,981,812	49.539	28,252,092	1,729,720	46.506	26,522,372	3,459,440	43.9785	25,080,939	4,900,873
医療(日)	副看護師長	366,383	31	3級122号俸	366,200	52.572	19,251,866	49.539	18,141,182	1,110,685	46.506	17,030,497	2,221,369	43.9785	16,104,927	3,146,940

※ 過去5年度(H19年度～H23年度)の定年退職者データのうち、各基本給表ごとに最も定年退職者数が多い職をピックアップし、モデルとして設定している。

※ 各退職手当額(基本額)は、過去5年度(H19年度～H23年度)の定年退職者データから得られた、各職ごとの「平均基本給月額(A)」・「平均勤続期間(年)」を基にモデルケースを設定し、算出したもの。

※ 一般(一)の係長級は、係長及び専門職員(いずれも技術系を含む)を指す。

※ 教育(一)の「平均基本給月額(A)」及び「基本給月額(B)」は、いずれも基本給の調整額等を含む。

(2) 自己都合退職の場合

(単位:円)

基本給表	職名	平均基本給月額(A)	平均勤続期間(年)	級・号俸	基本給月額(B)	改正前		改正後(平成25年1月～)			改正後(平成25年10月～)			改正後(平成26年7月～)		
						支給割合	退職手当額(基本額)(C)	支給割合	退職手当額(基本額)(D)	差額(D)-(C)	支給割合	退職手当額(基本額)(E)	差額(E)-(C)	支給割合	退職手当額(基本額)(F)	差額(F)-(C)
一般(一)	事務職員	205,567	5	1級48号俸	205,900	3.0	617,700	2.94	605,346	12,354	2.76	568,284	49,416	2.61	537,399	80,301
教育(一)	助教	342,800	5	2級62号俸	342,900	3.0	1,028,700	2.94	1,008,126	20,574	2.76	946,404	82,296	2.61	894,969	133,731
医療(日)	看護師	240,019	5	2級36号俸	239,400	3.0	718,200	2.94	703,836	14,364	2.76	660,744	57,456	2.61	624,834	93,366

※ 過去5年度(H19年度～H23年度)の自己都合退職者データのうち、各基本給表ごとに最も自己都合退職者数が多い職をピックアップし、モデルとして設定している。

※ 各退職手当額(基本額)は、過去5年度(H19年度～H23年度)の自己都合退職者データから得られた、各職ごとの「平均基本給月額(A)」・「平均勤続期間(年)」を基にモデルケースを設定し、算出したもの。

※ 教育(一)の「平均基本給月額(A)」及び「基本給月額(B)」は、いずれも基本給の調整額等を含む。

(別紙)

(1. 5①) 表①の例の退職事由を「定年退職」ではなく「自己都合退職」とした場合

(単位:円)

基本給表	職名	勤続期間 (年)	退職事由	級・号俸	基本給 月額 (B)	改正前		改正後(平成25年1月～)			改正後(平成25年10月～)			改正後(平成26年7月～)		
						支給 割合	退職手当額 (基本額) (C)	支給 割合	退職手当額 (基本額) (D)	差額 (D)-(C)	支給 割合	退職手当額 (基本額) (E)	差額 (E)-(C)	支給 割合	退職手当額 (基本額) (F)	差額 (F)-(C)
一般(一)	係長級	35	自己都合	4級66号俸	371,600	47.5	17,651,000	46.55	17,297,980	353,020	43.7	16,238,920	1,412,080	41.325	15,356,370	2,294,630
教育(一)	教授	31	自己都合	5級67号俸	570,300	42.7	24,351,810	41.846	23,864,773	487,037	39.284	22,403,665	1,948,145	37.149	21,186,074	3,165,736

(1. 5②) 表①の教育職(一)の例を用い、「旧外大承継教員」が「平成28年度末定年退職」となる場合

(単位:円)

基本給表	職名	勤続期間 (年)	退職事由	級・号俸	基本給 月額 (B)	改正前		改正後(平成29年3月31日)		
						支給 割合	退職手当額 (基本額) (C)	支給 割合	退職手当額 (基本額) (D)	差額 (D)-(C)
教育(一)	教授	31	自己都合	5級67号俸	570,300	42.7	24,351,810	37.149	21,186,074	3,165,736
教育(一)	教授	31	定年	5級67号俸	570,300	52.572	29,981,811	43.9785	25,080,938	4,900,873